

(案)

資料 1

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 提言
～未来を担う「これからのコミュニティ」を目指して～

平成 26 年 11 月

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会

目 次

1	提言の背景と目的	1
2	コミュニティとは	4
3	コミュニティの現状と課題について	5
	(1) コミュニティの現状	5
	(2) コミュニティの課題	5
	①コミュニティづくりについての認知	5
	②コミュニティ協議会の区域	6
	③気軽に集いやすい雰囲気づくり	6
	④地域活動の担い手の固定化や高齢化	6
4	「これからのコミュニティ」のイメージ	9
	(1) 「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」とは	10
	①「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」の目指すもの	10
	②「地域フォーラム（仮称）」としてのコミュニティの範囲	10
	③「地域フォーラム（仮称）」の運営と開催	10
	④「地域フォーラム（仮称）」の参加者	11
	(2) コミュニティセンターの役割	11
5	行政の役割	12
	(1) 「地域フォーラム（仮称）」への参加	12
	(2) 「地域フォーラム（仮称）」での基本的な立場	12
	(3) 「これからのコミュニティ」を中心に活動する意識の共有	12
	(4) 「コミュニティ構想」の新たな展開	13
	(5) 「学び」の場の確保	13
6	「これからのコミュニティ」の実現に向けての方策	14
	(1) 多世代からの参加の促進	14
	(2) 「協議の場」の実現	14
	(3) 地域を中心に活動する意識の共有	14
	(4) コミュニティ協議会への新たな参加者の確保や人材育成	15
	(5) コミュニティセンターの機能	15
	(6) コミュニティセンターの管理・運営のあり方	15
	(7) コミュニティセンターの配置のあり方	16
	【資 料】	17
	武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会設置要綱	17
	答申までの経緯	19
	武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 委員名簿	20

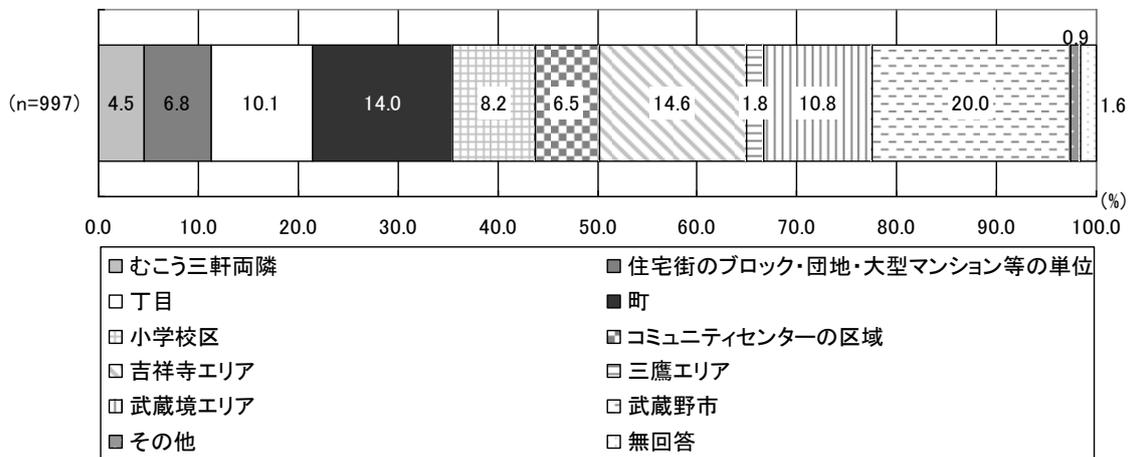
1 提言の背景と目的

武蔵野市のコミュニティづくりは、昭和46年の「コミュニティ構想¹」とコミュニティ条例（平成14年施行）に基づき、特徴的な形で展開されています。具体的には、全市的に町内会や自治会を組織することなく、「自主三原則（自主参加、自主企画、自主運営）」の考え方に基づき、各地域のコミュニティ協議会を中心とした市民の自発的な活動により、コミュニティづくりが行われてきました。

その結果、約40年間にわたり16のコミュニティ協議会が、コミュニティセンターを中心として、地域の実情に応じたコミュニティづくりのための様々なイベントや取り組みを行ってきたことは、高く評価できます。

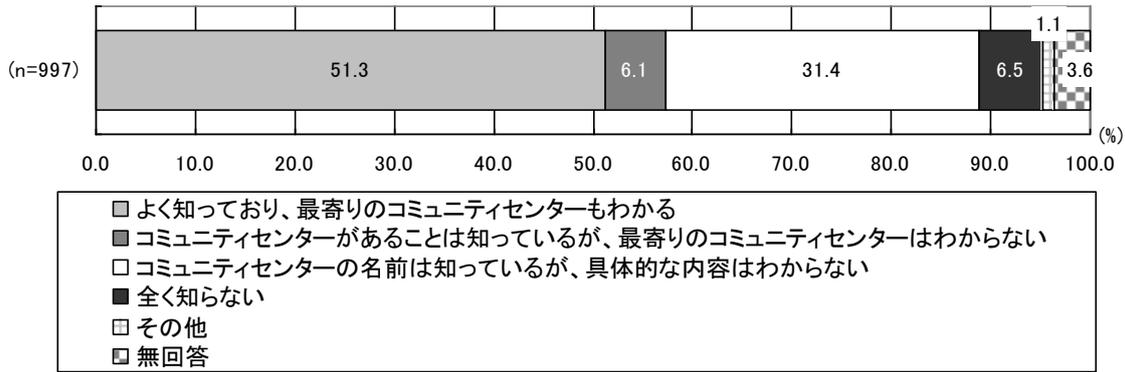
しかしながら、平成24年度に実施した「これからの地域コミュニティと市民自治のための基礎調査」では、「地域」のイメージが共有されていないことや、コミュニティセンターの認知度が約半数であることが明らかになっており、コミュニティ構想に基づいたコミュニティづくりが十分に認知されてこなかった現状がうかがえます（図1・2参照）。このような状況に加え、現在の地域コミュニティにおいては、コミュニティ協議会だけでなく、行政の働きかけなどもあって設立されてきた様々な課題別の活動団体が存在していて、同じ「地域」を中心とした各団体の連携がうまくいかないといった課題を抱えています。

【図1】「地域」と聞いてイメージする範囲



¹ 武蔵野市第一期長期計画（昭和46年策定）に掲げられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するためには、行政が、市民の市政参加のしくみをつくること（市民参加システムの形成）、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくこと（地域生活単位の構成）であるとしている。そうして創出されるのがコミュニティであり、行政は地域の特性に対応し、そのコミュニティづくりをバックアップする役割があるとしている。

【図2】コミュニティセンターの認知

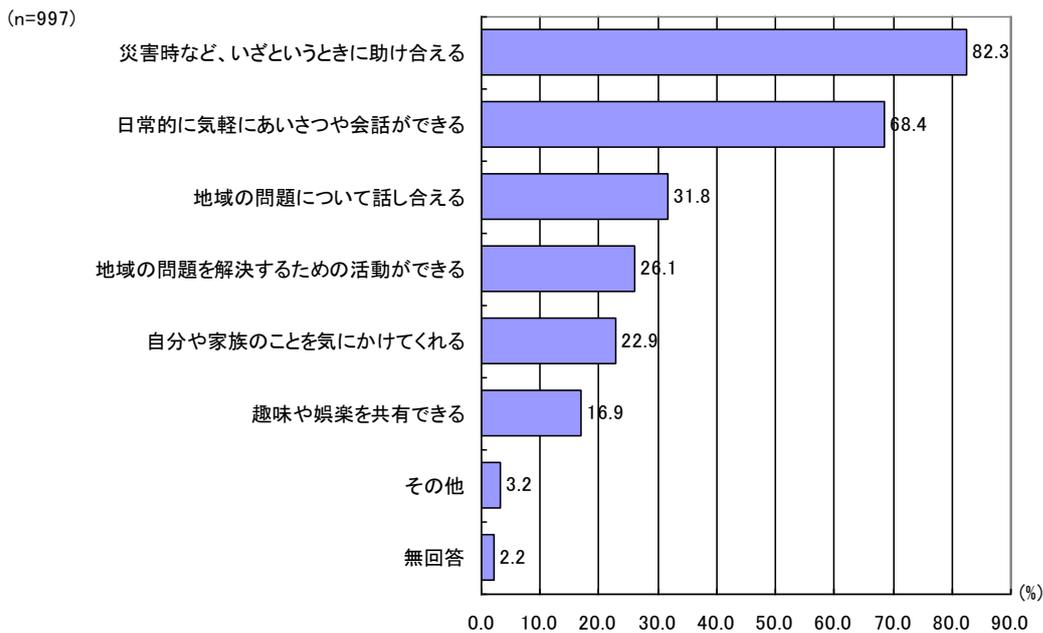


また、少子高齢化や近隣関係の希薄化が進むなどの地域社会の変化が見られる中、東日本大震災以降には災害時の助け合いや情報伝達の基礎となる緩やかなつながりと参加しやすい環境づくりを求める市民の声が多く（図3・4参照）、コミュニティへの期待やコミュニティの果たす役割などについて、改めて問い直すことが必要となっています。

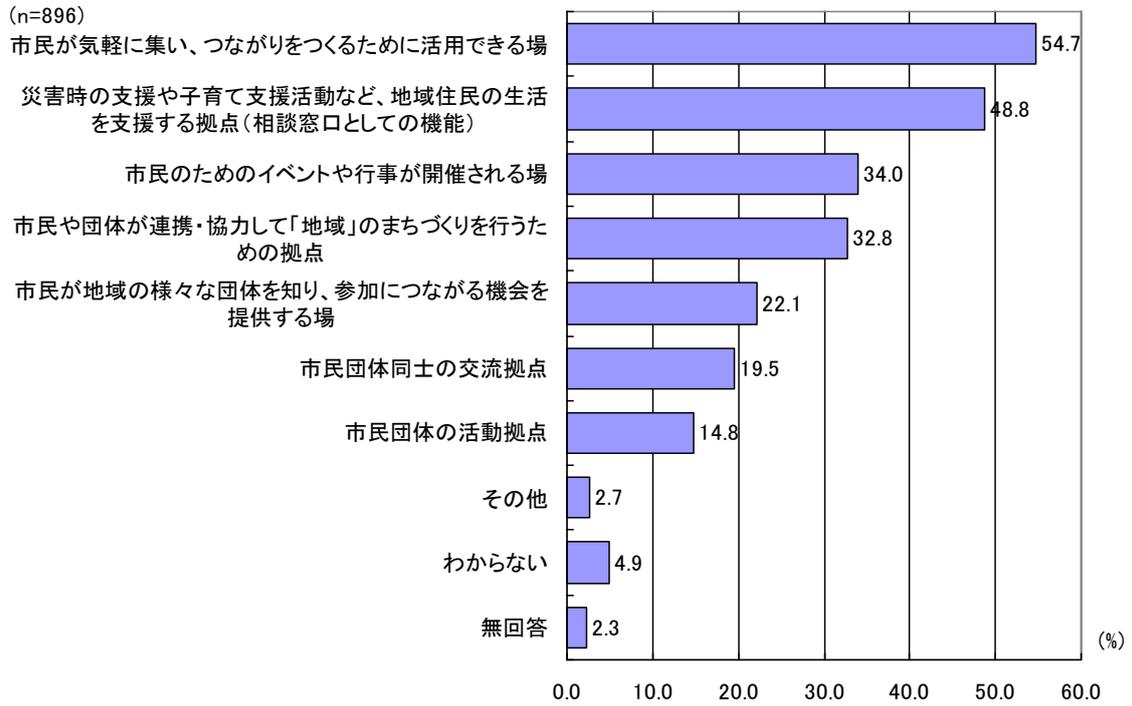
一方で、コミュニティ協議会をはじめ、地域の活動団体のほとんどで担い手の固定化や高齢化が課題として認識されています。

こうしたことから、本提言は、現在のコミュニティが持つ課題を解決しつつ、さらに新しい役割を果たす上で、行政も含めた地域に関わるすべての人々と団体との間で、どのような地域におけるコミュニティのあり方が望ましいかについて検討し、その理念を共有することを目的として、とりまとめています。

【図3】コミュニティに求める役割



【図4】コミュニティセンターに求める役割・機能



【図1～4】出典:平成24年度「これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査」報告書

2 コミュニティとは

本提言では、防災や福祉等地域における様々な課題への対応が必要となっている現状を鑑みて、ある程度の地域的な範囲の中で、その地域の市民（在勤・在学も含む）や地域で活動している様々な団体、地域内の施設や事業者が、何らかの帰属意識を持ち、一定の連帯感ないし相互扶助（支え合い）の意識を持って、何らかの課題が生じたときにつながっていきながら、その解決に当たっていくことのできる社会的なまとまりを「これからのコミュニティ」としています。

また、コミュニティ条例（平成14年施行）の定義に準じつつ、「地域コミュニティ」をコミュニティ協議会が培ってきたつながり、「目的別コミュニティ」を課題別に組織されてきた団体と整理しています。

【表1】コミュニティ条例におけるコミュニティの定義

- | |
|--|
| (1) 地域コミュニティ 居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通して形成される人と人とのつながり |
| (2) 目的別コミュニティ 福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながり |
| (3) 電子コミュニティ インターネットその他高度情報通信ネットワークを通して、時間的及び場所的に制約されることなく形成される人と人とのつながり |

3 コミュニティの現状と課題について

(1) コミュニティの現状

武蔵野市では、一部を除いて、町会・自治会は組織されていません。代わりに、「コミュニティ構想」に基づくコミュニティづくりを進めており、その中心となるのがコミュニティ協議会です。

コミュニティ協議会は、市民の自主参加によりコミュニティセンターを活動拠点として、地域におけるコミュニティづくりに取り組んでいます。また、コミュニティ協議会は、指定管理者として市から委託を受け、コミュニティセンターの管理運営も担っています。

コミュニティ協議会は「自主三原則²」に基づいて、自主的に運営や活動を行っているため、コミュニティ協議会ごとに多様な活動が展開されています。

行政は、コミュニティ協議会に対して事業費等の補助を行っていますが、コミュニティセンターの指定管理業務を除き、運営方法や活動内容について関与することは原則としてありません。

また、市内では、子育て・防災・福祉などの分野ごとに地域課題の解決を目的とした様々な活動団体やNPOなど（課題別に組織されてきた団体）が、行政等との関係性のもと複数の地域にまたがりながら活動しています。さらに、学校・PTAや企業・商店会など、地域には様々な団体がありますが、いずれも、コミュニティ協議会との関係は限定的であると同時に、これまであまりその関係については明確にされてきませんでした。

(2) コミュニティの課題

①コミュニティづくりについての認知

武蔵野市のコミュニティづくりのもっとも基本的な考え方である「コミュニティ構想」や「自主三原則」の考え方は、40余年の歴史があるにもかかわらず、行政にも市民にも、十分にその意義や内容が共有されていないところがあります。

そのため、コミュニティ協議会は地域で様々な活動を展開しているにもかかわらず、その取り組みが公的な目的を持っていることも、行政によって正式に認められていることも、十分に理解されていないこともあって、一般市民の参加を得にくい現状があります。

また、コミュニティ協議会が設立された後に、様々な地域の課題を解決する目的で、行政の働きかけなどにより子育て・防災・福祉等の分野ごとに、いくつかの活動団体が地域ごとに設立されてきました。本来ならば、これらの活動もコミュニティ協議会とい

² 「市民が自ら参加し、自ら企画を立て、自ら運営する」というコミュニティづくりのための「自主参加、自主企画、自主運営」の3つの原則。コミュニティセンターが順次設置される過程で本市のコミュニティセンターづくり及びコミュニティづくりの基本原則として定着し、武蔵野市コミュニティ条例第9条に明記されている。

う場を共有することが「コミュニティ構想」の目指す形であったはずですが、そのことが十分に理解されていなかったことなどから、コミュニティ協議会とは別個に地域で組織され、両者の連携が不十分なままに活動を展開する現状となっています。

結果として、「コミュニティ構想」が目指したコミュニティ全体で地域の様々な課題について市民が議論していくような状態は達成できていません。

②コミュニティ協議会の区域

「コミュニティ構想」で示された8つのコミュニティ地区は、昭和52年の第2期市民委員会において、その一部が修正され現在の11地区に至っていますが、コミュニティセンターの設置は確保できた土地の立地に合わせて段階的に進められてきました。そのため、コミュニティ協議会の16区域も一部の地域で重複等が見られ、ある地域が複数のコミュニティ協議会の区域に含まれています。

こうした状況は、従来からコミュニティ協議会で活動している市民や、コミュニティ協議会について理解がある市民には問題がありませんが、転入者など地域との関わりが薄い市民に対しては、最寄りのコミュニティ協議会やコミュニティセンターがわからず、自分の居住地の情報が入手しにくいなど、自発的に参加しやすい状況ではありません。

また、課題別の活動団体の一つである自主防災組織や地域社協、小学校区ともコミュニティ協議会の区域が同一ではないという現状もあり、活動を進めていく上で連携のしにくさなどが課題として考えられています。

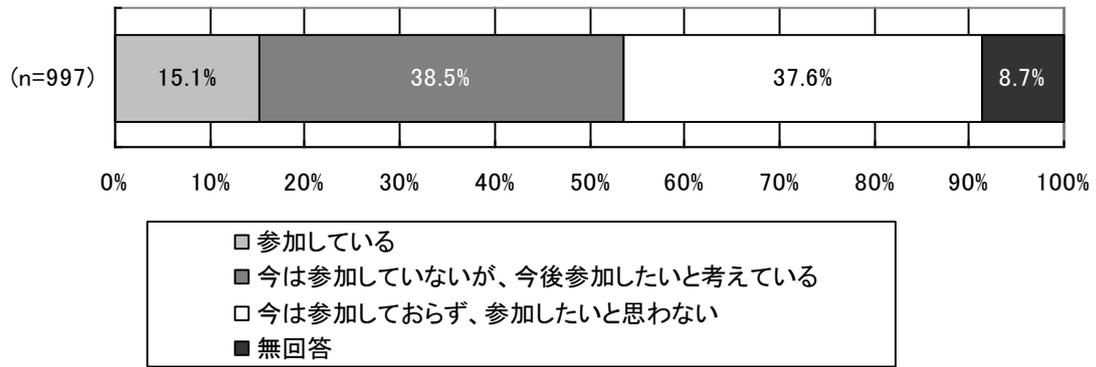
③気軽に集いやすい雰囲気づくり

「コミュニティ構想」では、コミュニティは閉鎖性を持たず、多様な市民によって担われる、開かれたものでなければならないと考えられてきました。しかし、その活動の拠点となるコミュニティセンターの役割が広く認知されていないことや、気軽に立ち寄りやすい施設になっていないことなどから、その利用が特定の方に偏っているという現状があり、より気軽に集いやすい雰囲気づくりが求められています(P. 3 図4参照)。

④地域活動の担い手の固定化や高齢化

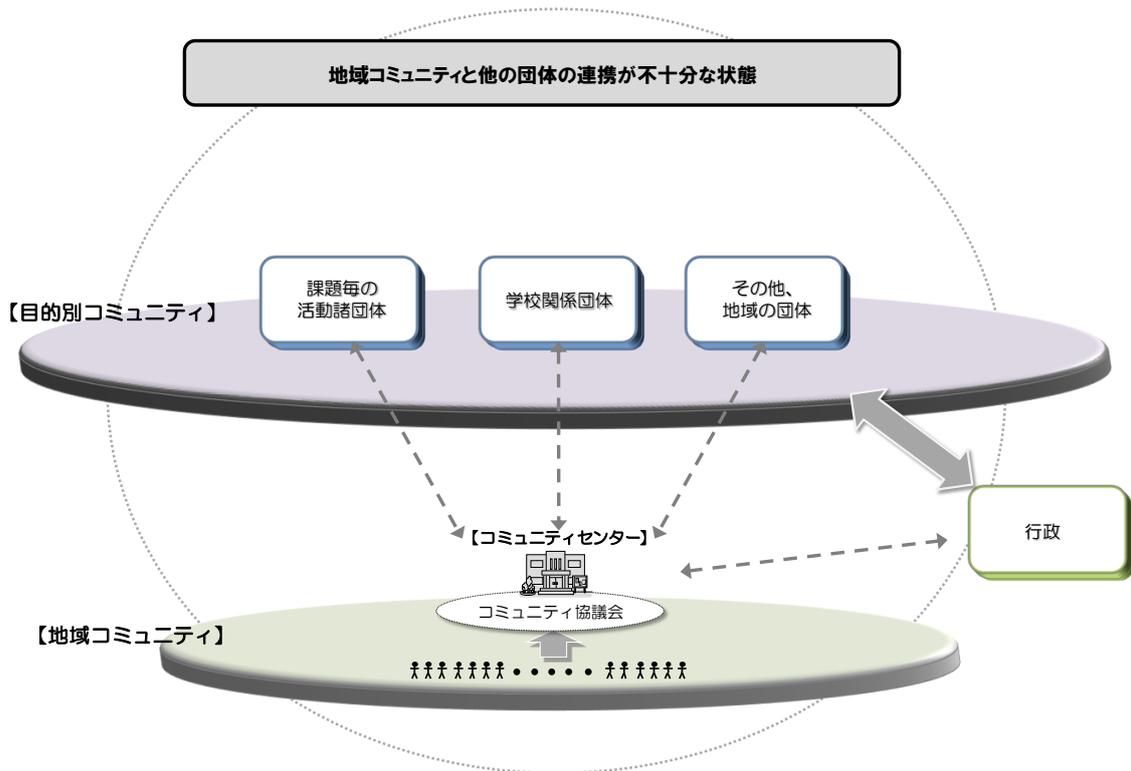
地域ではコミュニティ協議会や様々な分野ごとの団体が活動しています。しかし、そのほとんどの団体で担い手が不足し、1人で複数の団体を掛け持ちして活動していることも少なくありません。また、活動の負担感や活動内容の周知不足からか、若い人の参加が少ないため、担い手の高齢化が進んでおり、今後団体の活動を維持していく上で大きな課題となっています。担い手が固定化していった結果、新しい担い手が加わりにくい状況となり、平成24年度に実施した「これからの地域コミュニティと市民自治のための基礎調査」でも、地域・コミュニティ活動への参加が1割程度に留まっていることがわかり、課題として捉えられています。一方、今は参加していないが潜在的に参加したいと思っている方が約4割いることが明らかになり、この潜在的な層がより地域活動に参加しやすい雰囲気づくりが求められます(図5参照)。

【図5】 地域・コミュニティ活動への参加状況



【図5】 出典:平成24年度「これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査」報告書

【コミュニティの現状】

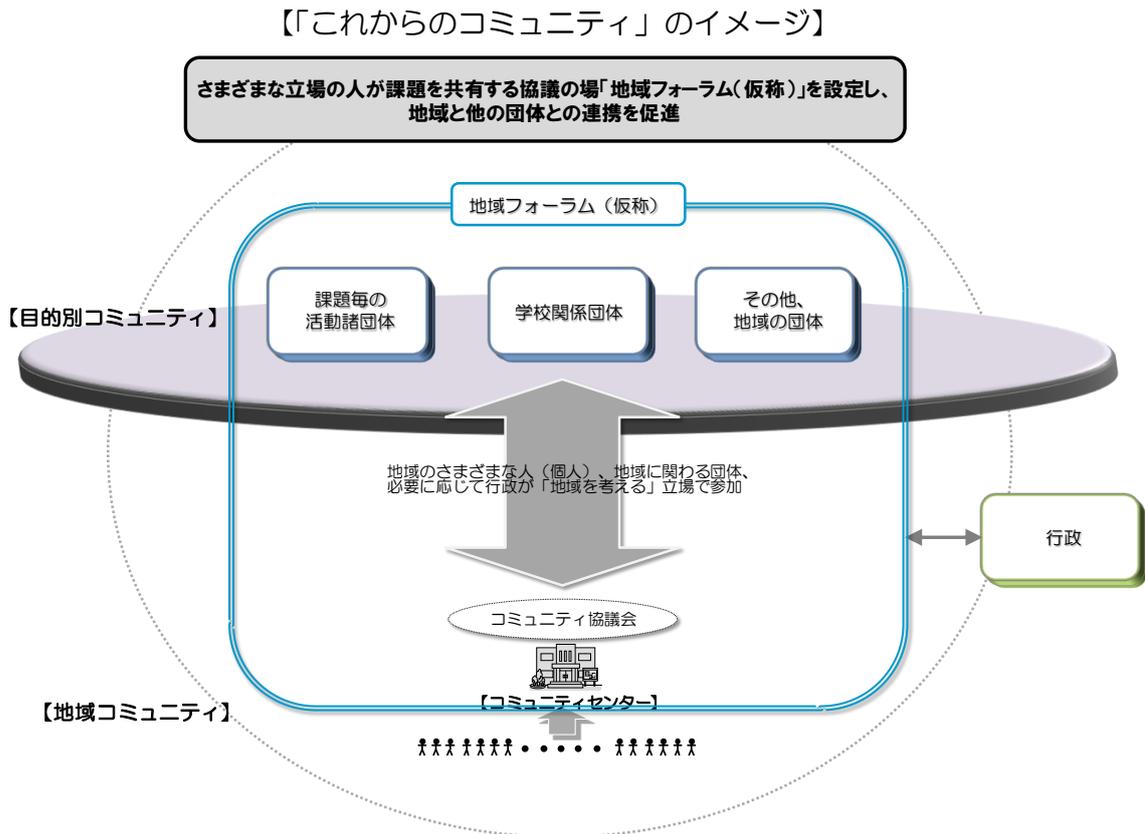


【コミュニティの課題】

- ①コミュニティづくりについての認知
- ②コミュニティ協議会の区域
- ③気軽に集いやすい雰囲気づくり
- ④地域活動の担い手の固定化や高齢化

4 「これからのコミュニティ」のイメージ

「これからのコミュニティ」では、誰もが自由に参加でき、地域で解決すべき課題について話し合うことができる「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」を地域ごとに設け、そこにコミュニティ協議会や多様な活動団体、個人、さらには必要に応じて行政も「対等の立場」で参加する形を構築していくことを提案します。



(1)「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」とは

①「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」の目指すもの

「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」は、これまでコミュニティ協議会が取り組んでいた地域コミュニティづくり（人と人とのつながりづくり）を基盤としながら、さらに「これからのコミュニティ」を構成するコミュニティ協議会や多様な活動団体、個人、さらには必要に応じて行政も参加し、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を築いていく場とすることで、「これからのコミュニティ」が全体として活動していけることを目指します。

②「地域フォーラム（仮称）」としてのコミュニティの範囲

「地域フォーラム（仮称）」が協議の対象とするコミュニティの区域については、当面は現在のコミュニティ協議会の区域を想定しています。ただし、複数の協議会区域に共通して議論するようなテーマについては、コミュニティ協議会相互またはコミュニティ研究連絡会³（以下「研連」という）の調整により対応していきます。

また、転入者などの地域と関わりが薄い市民に対しては、重複等がみられる現在のコミュニティ協議会の区域は必ずしもわかりやすいものではないため、市民に案内するコミュニティ協議会の区域については、居住地に対して1つとなるよう、行政において別途、基本的な区域を設定します。ただし、実際のコミュニティ協議会の活動は、「自主三原則」の考え方に立ち、その区域にかかわらず、これまでどおりの区域の考え方で活動していきます。

③「地域フォーラム（仮称）」の運営と開催

「地域フォーラム（仮称）」は、コミュニティセンターを会場とすることが考えられるため、原則としてコミュニティ協議会による運営を想定していますが、テーマ・内容により、課題別の活動団体が運営に携わることもあり得ます。どちらの形をとるにしても、具体的な運営の方法などについては地域の実情に応じて設定します。

「地域フォーラム（仮称）」は、①に示したとおり、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を築くために開催するものです。そのため、防災や福祉など地域において共に解決すべき課題があり、地域フォーラム（仮称）の開催の必要性があれば、コミュニティ協議会や課題別の活動団体、行政がその開催を提案・要請することができます。また、②で示したように、複数の地域に共通する議題を取り上げる場合には、研連の調整により複数のコミュニティ協議会が共催することもできます。

³ 昭和54年3月、コミュニティに関する研究、調査及び各コミュニティセンターの管理運営に関する連絡、協議を行うことを目的に設置（「コミュニティ研究連絡会会則」第1条より）。現在は16のコミュニティ協議会によって組織されている。

④「地域フォーラム（仮称）」の参加者

この「地域フォーラム（仮称）」にはコミュニティ協議会や各課題別の活動団体、行政なども参加し、地域について様々な情報や課題について共有するとともに、コミュニティ協議会も含めた各団体と行政との間で役割分担を図りながら、その解決のための方法などについて協議します。

「地域フォーラム（仮称）」の協議内容には、地域の構成員のみで対応できるものと、行政やその他の機関も関わる必要のあるものの2つが想定されます。前者の場合、行政は助言者や情報提供者としての役割を果たすことが求められますが、後者の場合は、「これからのコミュニティ」の構成員として、対等な立場で議論に参加し、協働していくこととなります。

また、在勤者等を含めた一般市民は、コミュニティ協議会をはじめとした各団体へ参加したり、個人としても「協議の場」に参加することができます。このような場を新たに設定することで、コミュニティ協議会と課題別の活動団体の連携が深まると同時に、一般市民を含めた地域の交流も深まり、「これからのコミュニティ」の新たな担い手が登場することを期待します。

（２）コミュニティセンターの役割

コミュニティセンターは、これまでどおりコミュニティ協議会により管理運営が行われます。コミュニティセンターは「地域フォーラム（仮称）」の開催場所となるほか、これからも課題別の活動団体の活動場所や個人が気軽に参加できる地域住民の交流の場などとして活用されます。

また、災害時には武蔵野市地域防災計画（平成 25 年修正）で位置付けられている「災害時支え合いステーション⁴」としての役割を果たすことも期待されています。

⁴ 平成 25 年の地域防災計画の修正により、共助の推進による地域防災力の向上を目的として、地域特性に配慮した体制を推進するため、コミュニティセンターが災害時支え合いステーションとして位置付けられた。

5 行政の役割

(1) 「地域フォーラム（仮称）」への参加

行政も「自主三原則」の考え方を尊重しながら、必要に応じて積極的に「地域フォーラム（仮称）」に参加していきます。特に防災や福祉など行政が深く関わりを持つべき地域で解決すべき公的な課題があれば、「地域フォーラム（仮称）」の開催を要請し、「これからのコミュニティ」との情報共有や解決に向けた取り組みを検討していきます。「自主三原則」とは、行政が一切関与しないという意味ではなく、行政から見て解決すべき地域の課題があるならば、それを市民に対して提起するのは当然のことであり、ただしその解決方法については常に市民と共に考え、市民の自発的な協力に基づき、これを解決していくことを意味すると捉え直す必要があります。

(2) 「地域フォーラム（仮称）」での基本的な立場

「地域フォーラム（仮称）」において行政は、行政が深く関わりを持つべき地域で解決すべき課題について、あくまでも市民や団体と互いの立場を尊重し合いながら、「対等な立場」で協議します。そのため、行政側から具体的な取り組み内容を提示しても、一方的にその遂行をコミュニティに求めたり、逆にコミュニティ側から行政に一方的に要望・依頼を行うのではなく、相互に情報を共有し、共に考えていくことを目指します。行政と市民の間でこのような関係を保っていくことが、「自主三原則」を基本としつつ、さらに市民と行政との協働を充実させていくために必要と考えます。

(3) 「これからのコミュニティ」を中心に活動する意識の共有

地域課題は「これからのコミュニティ」で解決することが本来の姿ですので、行政が地域住民と共に解決すべき課題について、単独に活動を展開するのではなく、「これからのコミュニティ」において地域の考えを尊重しながら、行政も他の団体とつながり、情報を共有し、活動していくという意識を共有することが必要です。それこそが40年来取り組んできた武蔵野市の「コミュニティ構想」をさらに発展的に実現させていくための道だと考えます。行政はこのことを改めて自覚し、職員研修などで周知徹底を図ると同時に、転入してきた市民への案内をはじめ、一般市民に対する積極的な広報にも努めるべきと考えます。

また、政策課題ごとにそれぞれの部署が縦割りで対応するだけでなく、「これからのコミュニティ」全体に目配りし、総合的に対応できるような行政組織を目指していくことが求められます。

(4) 「コミュニティ構想」の新たな展開

武蔵野市では、「コミュニティ構想」に基づき、コミュニティ協議会を中心として「これからのコミュニティ」を育てているということ、市民も行政も共通の認識とすることが大切です。「コミュニティ構想」の持つ理念を、現在の社会状況に応じてわかりやすく整理し文章化した上で提示し、広報していくなど新たな展開を図ることが必要となります。そして、武蔵野市独自の方式であるコミュニティ協議会自体の広報や、コミュニティ協議会への参加促進などの支援を行います。

また、一定規模のマンションの建設時にはまちづくり条例や建築確認申請時の協議等において、行政が開発事業者等に対して武蔵野市のコミュニティづくりに理解を求め、コミュニティ協議会への協力を要請していきます。

(5) 「学び」の場の確保

地域の課題を市民自らの力で解決していくためには、「学び」に支えられた様々な知識や技術が必要となります。「これからのコミュニティ」には、これらを市民自身が蓄え、地域の課題を自ら解決したり、課題別の活動団体や行政と共に解決したりすることが求められます。

これを実現させるために土台となるのは、コミュニケーションを円滑に進める能力であり、コミュニティは人と人がつながることから育まれていくものです。その上で必要な「力」として、地域の課題を捉える力や協議の場を運営する力などが考えられます。それらは多様な社会変化の中で地域の課題を的確に捉え、その解決策を思考する力であり、民主的な協議を進めるためのファシリテーションなどの方法論を意味します。これらを学ぶための学習の場は、市民自身が作ることも必要ですが、行政としても計画的に講座やワークショップなどを企画し、「これからのコミュニティ」における課題解決力の向上を促していくことが求められます。また、そのような場で行政の職員も共に学ぶことで、協働の意識を互いに醸成していくことが必要です。

6 「これからのコミュニティ」の実現に向けての方策

(1) 多世代からの参加の促進

コミュニティセンターの利用や地域コミュニティの活動への参加を促進するために、コミュニティ協議会や行政が連携して、分かりやすい参加の仕組みや受け入れ体制を構築し、口コミやSNS⁵のほか広報をさらに充実して、今後増え続けることが見込まれる老年層や、子育て世代の若年層、など、多様な世代からの地域住民の参加を促していくことが求められます。

大学のボランティアグループがコミュニティ協議会と共同でイベントを企画するなど、今後の可能性を感じる新たな取り組みも見られ、このような取り組みを育てていくことは、多世代の交流の促進につながります。また、次世代を担う子どもたちが、コミュニティセンターを身近に感じながらその役割を理解していくことができるように、そして、それが武蔵野市の子どもたちにとって自然な状態になるように、保育園・幼稚園・学校等と連携して、コミュニティの意義や考え方について次の世代に伝えるなどの取り組みを実施していくことも求められます。

(2) 「協議の場」の実現

「地域フォーラム（仮称）」の開催を実現するには、「これからのコミュニティ」の関係者との調整など、時間がかかる可能性があります。そのため、新たな会議体を設置する必要はなく、すでに様々な団体が集まる機会があればその機会を活用したり、事業や行事の中で行政や団体が関わる機会や範囲を広げていくなど、地域で受け入れやすい方法を模索し、各地域に合ったやり方で進めることが望ましいと言えます。

(3) 地域を中心に活動する意識の共有

「これからのコミュニティ」のイメージを実現していくためには、関係者がそれぞれ地域コミュニティを意識していかなければなりません。

コミュニティ協議会や各種の活動団体、行政が「地域フォーラム（仮称）」を中心につながり、情報を共有し、活動していくという本来のコミュニティのあり方を実現できるようにしていくことが必要であり、そのためには、コミュニティセンターは地域活動の拠点になっていくことが望まれます。

⁵ Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。会員は自身のプロフィール、日記、知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ、コミュニティ等を選択の上公開できるほか、SNS上での知人・友人等の日記、投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。

(4) コミュニティ協議会への新たな参加者の確保や人材育成

地域コミュニティづくりはこれまでコミュニティ協議会が中心となってきましたが、課題別の活動団体も様々な形で関わっていくことが望ましく、また、コミュニティ協議会に新しい参加者を確保していくためにも、様々な団体や地域の人々が、コミュニティ協議会の中でその経験を生かして活躍できる場を作り上げていくことが重要です。

具体的には、防災などを共通のテーマとしながら、地域との交流が必ずしも盛んではないマンション管理組合等の参加を促すために、コミュニティ協議会とマンション管理組合等の双方が、様々な接点を通じて関係を構築していく必要があります。また、コミュニティ協議会の運営委員等に各活動団体やマンション管理組合等からの参加を募ることなどが方法の一つです。

さらに、新しい人材の確保や活用のために、地域に目配りをしながら人材をスカウトできる、将来的な地域のコーディネーター役を育てるような仕組みも必要です。

(5) コミュニティセンターの機能

コミュニティセンターの認知度を向上させ、親しみやすく立ち寄りやすい空間とする方法として、施設の大きさを考慮しながらも、コミュニティセンター内にサロンを設け、気軽に訪れることができる環境を作ることや、地域で活動する様々な団体との関係構築を進めるために、活動団体の拠点としてコミュニティセンターを活用することが考えられます。

また、施設の予約に際しては、利用者の利便性の向上の観点から、オンラインで空き室状況の確認を可能にするための検討が必要です。将来的には、新たな予約システムを導入することも研究していくべきです。

さらに、市民のニーズを把握しながら、行政の情報を提供することや、何よりも地域の情報を発信する拠点としての機能を持つことが重要です。すでに行っている、ゴミ袋などの市民生活に必要な物がコミュニティセンターに配置されていることなどを行政と共に周知していくことも考えられます。

これらの方法は、画一的に行うのではなく、コミュニティセンターを中心として人が集まる仕組みについて、地域フォーラム（仮称）の中で検討を進めていくことが重要です。

(6) コミュニティセンターの管理・運営のあり方

コミュニティ条例では、自主三原則はコミュニティづくりに関しての考え方として、規定されており、コミュニティセンターの管理運営は指定管理者制度に基づいて行われています。そのため、行政は他の公の施設と同様に、窓口サービスや管理運営の方法について良好な水準を維持する必要があり、コミュニティセンターにふさわしい評価の仕組みを検討していくことが望まれています。

また、多世代からの参加の促進や、コミュニティセンターの機能を拡充していく中で、コミュニティセンターの窓口はコミュニティの窓口へと進化していくことが求められ

ます。それにより、今以上にコミュニティセンターの管理運営に負担がかかることも考えられるため、コミュニティセンターの窓口体制等を充実させることも必要です。

さらに、公共施設を原則 60 年使用していく考え方からも、老朽化が進んできた施設の保全や備品の計画的な更新を行っていくことが重要です。

(7) コミュニティセンターの配置のあり方

今後、長期的な視点で公共施設の改修や建替えに合わせて再配置等を検討するに当たっては、学校施設やコミュニティセンターもその対象となることが考えられます。その際に、学校等との関係にも配慮しながら適切な施設配置の観点から検討を行い、地域の状況に応じて、場合によっては学校にコミュニティセンターを併設することもあり得ます。また、どのコミュニティセンターからも遠い、アクセスが困難な地域をなくすための配置について検討することが必要です。

将来的には、コミュニティや福祉などの様々な地区を統合することを念頭に、施設配置を検討することも考えるべきです。

【資料】

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域コミュニティの在り方及びその実現に向けた取組並びにコミュニティセンターの機能、役割、管理及び運営の在り方を検討するため、武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域コミュニティに関すること。
- (2) コミュニティセンターに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 検討委員会の補助機関として、ワーキンググループを置くことができる。

(設置期間)

第7条 検討委員会の設置期間は、平成26年12月31日までとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に基づき、市長が別に定める。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、市民部市民活動推進課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属等及び人数
学識経験者 2人以内
コミュニティ協議会を代表する者 2人以内
武蔵野市内で活動する組織又は団体（コミュニティ協議会を除く。）を代表する者 4人以内
武蔵野市内に在住する者 2人以内

答申までの経緯

会議日程等	主な内容
第1回 平成25年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱及び本委員会について ・武蔵野市のコミュニティの現状と課題 ・検討の論点について
平成25年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターの視察（境南・八幡町・御殿山）
第2回 平成25年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの定義 ・コミュニティ協議会のあり方
第3回 平成25年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティと目的別コミュニティの連携
第4回 平成25年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な行政の役割
第5回 平成26年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの意見整理
第6回 平成26年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅や地域との接点を持たない人との関係について ・地域コミュニティのエリアの考え方について
第7回 平成26年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティのエリアについて ・中間取りまとめに向けた意見交換
第8回 平成26年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間取りまとめに向けた意見交換
平成26年5月15日 ～6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント募集
平成26年6月6日・15日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見交換会（2回）
平成26年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員意見交換会（1回）
第9回 平成26年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間提言に対する意見について ・再確認が必要な検討課題について
第10回 平成26年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間提言修正案について ・中間提言に対する意見と委員会の対応について ・答申に反映させる内容について
第11回 平成26年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申素案について
平成26年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・市長に提言内容を答申、第五期長期計画・調整計画へ反映

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 委員名簿

平成 25 年 9 月現在

氏名	職	選任区分
小餅 友子	コミュニティ研究連絡会 副会長	コミュニティ 協議会
○笹野 章嘉	コミュニティ研究連絡会 会長	コミュニティ 協議会
◎玉野 和志	首都大学東京 人文科学研究科 教授	学識経験者
出口 満廣	マンション管理士	地域組織・団体
寺島 芙美子	青少協 大野田地区委員会 委員長	地域組織・団体
成木 洋一	(境在住)	公募委員
二階 のぶ子	(吉祥寺南町在住)	公募委員
平湯 友子	子育て応援スペース とことこ 代表	地域組織・団体
広江 詮	関前福祉の会 会長	地域組織・団体
渡邊 大輔	成蹊大学文学部 講師	学識経験者

◎委員長、○副委員長 (敬称略、五十音順)

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会提言
～未来を担う「これからのコミュニティ」を目指して～

平成26年11月

作 成 これからの地域コミュニティ検討委員会

事務局 武蔵野市 市民部 市民活動推進課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

電 話：0422-60-1830

F A X：0422-51-2000